

精神科医療における「隔離」に関する諸規定と その問題点

新潟医療福祉大学 作業療法学科 長谷川 利夫

【背景】

精神科医療は、非自発的入院、閉鎖病棟、行動制限（隔離、身体拘束等）、他の医療にはない特徴がある。これらどれをとっていても対象者の人権に制限を加えるものであり、その規定策定や運用には慎重さが求められる。このうち行動制限の隔離、身体拘束については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）、また、同法律の各条文に基づく基準（旧厚生省告示）などによって複雑に規定されている。

【方法】

今回、隔離、身体拘束の内、「隔離」についての諸規定を概観し、問題点を考察する。

【結果】

精神保健福祉法第37条第1項では、「厚生労働大臣は、前条に定めるもののほか、精神科病院に入院中の者の処遇について必要な基準を定めることができる」としている。この第1項を根拠に「精神保健福祉法第37条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」が旧厚生省告示として定められている。同基準の基本理念は、以下の通りである。

「入院者の処遇は、(中略)患者の自由の制限が必要とされる場合においても、その旨を患者にできる限り説明して制限を行うよう努めるとともに、その制限は患者の症状に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならないものとする」。隔離については、「基本的な考え」として以下のように定められている。

・隔離について

- (1) 患者の隔離は、患者の症状からみて、本人又は周囲の者に危険が及ぶ可能性が著しく高く、隔離以外の方法ではその危険を回避することが著しく困難であると判断される場合に、その危険を最小限に減らし、患者本人の医療又は保護を図ることを目的として行われるものとする。
- (2) 隔離は、当該患者の症状からみて、その医療又は保護を図る上でやむを得ずなされるものであって、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。
- (3) 12時間を超えない隔離については精神保健指定医の判断を要するものではないが、この場合にあっては、その要否の判断は医師によって行なわなければならないものとする。
- (4) なお、本人の意思により閉鎖的環境の部屋に入室させることもあり得るが、その場合には隔離にはあたら

ないものとする。この場合においては、本人の意思による入室である旨の書面を得なければならないとする。

・対象となる患者の事項

- ア. 他の患者との人間関係を著しく損なう恐れがある等、その言動が患者の症状の経過や予後に著しく悪く影響する場合。
- イ. 自殺企図又は自傷行為が切迫している場合。
- ウ. 他の患者に対する暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない場合。
- エ. 急性精神運動興奮等のため、不穏、多動、爆発性などが目立ち、一般の精神病室では医療又は保護を図ることが著しく困難な場合。
- オ. 身体合併症を有する患者について、検査及び処置等のため、隔離が必要な場合。

続いて、精神保健福祉法第36条によると、第1項にて「精神科病院の管理者は、入院中のものにつき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる」とし、第3項において「第1項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行なうことができない」としている。この3項を根拠に「精神保健福祉法第36条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限」(昭和63年4月8日厚生省告示第129号改正平成12年12月28日厚生省告示第536号)が次のように定められている。「1. 患者の隔離(内側から患者本人の意思によつては出ることができない部屋へ1人だけ入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいい、12時間を超えるものに限る。)」

【考察】

我が国の隔離・身体拘束の規定では、隔離の開始について、精神科医の中の精神保健指定医のみに限定するなどしており、その開始においては、看護者が開始できる諸外国もある中で厳格な適用要件を定めている。しかし、「隔離」は、12時間を超えるものに限るとしており、この根拠は明らかでない。海外の先行研究によると実際の隔離の施行時間が12時間以内の国、州などが複数あり、我が国の隔離の概念が12時間以上と長めに設定されている可能性がある。

また、旧厚生省告示の「精神保健福祉法第37条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」による隔離の対象患者として、「他の患者との人間関係を著しく恐れがある等」との文言があり、曖昧さも残している。さらにはこれに、業界団体のマニュアル等も並存し、直接人権を制限することに関する諸規定がわかりにくいものとなっている。曖昧さを残した法律、官庁からの通知、団体の独自マニュアル等が並存する複雑な体系の中では、同法の基本理念が実現されているかの評価が行なわれにくいものと考えられる。